



国勢調査2025

10月1日を基準日として、5年に一度の国勢調査が全国一斉に実施されます。

国勢調査は、日本に住むすべての人と世帯を対象とした日本で最も大規模で重要な統計調査です。

調査結果は、人口・世帯の実態を明らかにし、子育て・社会福祉・防災など生活に欠かせない行政施策に役立てられます。

9月下旬から、調査員が皆さんのお宅を訪問しますので回答をお願いします。

インターネット回答期間

9/20_土 → 10/8_水

調査票（紙）での
回答期間

10/1_水 → 10/8_水

国勢調査全般に関するお問い合わせ先 (調査の内容・回答の仕方など)

ナビダイヤル 0570-02-5901

IP 電話 03-6628-2258

期間 9月16日(火)～11月7日(金)【土・日曜日、祝日可】

時間 午前9時～午後9時

国勢調査のスケジュール

9月20日(土)～30日(火)

調査員が世帯を訪問し、
調査書類を配布

※調査員は自治会長から推薦された人などで、調査員証を携帯しています。非常勤の公務員となり、守秘義務が課せられます。

9月20日(土)～10月8日(水)

インターネット回答期間

紙の調査票へ回答

パソコン・スマートフォンから
インターネット回答

スマートフォンからの
回答がおすすめ！

調査書類に記載されたQRコード
を読み取れば、調査票ページにす
ぐにログインできます！
※ID・アクセスキーの入力不要

10月1日(水)～
10月8日(水)

郵送・調査員回収

調査員が調査票の回
収に伺います。
郵送で提出した場合は、
その旨を調査員に伝えて
ください。

回答完了

回答が確認できない場合は、調査員が伺います。

かんたん便利なインターネット回答

いつでも
かんたん 3STEP



24時間いつでもかんたんに
3ステップで回答できます。
(①アクセス ②ログイン ③回答)

回答サイトに
かんたんアクセス



国勢調査オンライン

「国勢調査オンライン(回答サイト)」
には、QRコードもしくは検索か
らかんたんにアクセスできます。

1人あたり
約10分で回答終了



調査書類記載の「ログインID」
と「アクセスキー」でログイ
ンし、案内に従い回答します。

厳重な
セキュリティ



回答いただいた情報は、厳重
なセキュリティで保護されて
いるので安心・安全です。

令和 8 年度町立幼稚園入園申込（教育認定）受付

こども未来課こども支援係
☎ 33-9036

令和 8 年度町立幼稚園の入園申込を受け付けます。

案内通知送付先

- 3 歳児…全員
- 4 歳児…町立幼稚園・町立認定こども園在園児以外
- 5 歳児…町内外の保育施設在園児以外

対象児童

- 3 歳児…令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ
- 4 歳児…令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ
- 5 歳児…令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ

申込方法

9 月 2 日(火)・3 日(水)午前 9 時～午後 3 時に各園へ申込

園（電話番号）	対象住所地
北幼稚園（☎ 32-3331）	北小学校区
認定こども園田原本幼稚園（☎ 32-6170）	田原本町全域
南幼稚園（☎ 32-2341）	南小学校区
認定こども園平野幼稚園（☎ 32-4098）	田原本町全域

東校区に住所地がある人の入園申込について

町立幼稚園に入園を希望する場合は、教育総務課学校教育係へ事前にご相談ください。（☎ 34-2074）

活動紹介「魚釣り遊び」

～自分たちで作ったもので遊ぶ楽しさ～

カラフルな模様の魚が
たくさん釣れたよ！

幼稚園では遊びに必要なものを作って遊ぶ活動を大切にしています



町立認定こども園（保育認定）への入園を希望する人へ

- 案内は、広報たわらもと 10 月号に掲載予定です。
- 教育認定の併願申請を推奨しています。併願申請する人も、期間内に各園へ願書を提出してください（願書の提出時に併願する旨をお伝えください）。

田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会からの一部答申を受けて

令和 9 年度末に北幼稚園を閉園へ

教育総務課学校教育係 ☎ 34-2074

今年度、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会に対し、中学校・幼稚園の再配置について諮問を行い、検討を重ねていただいています。特に、園児数及び就園率の減少が著しい北幼稚園につきまして、7 月 15 日に委員会より一部答申をいただきました。

町では、そのご意見を受けて、これまでに在園児の保護者や来年度入園を検討されている保護者との意見交換会を複数回開催し、保護者の意見を最大限考慮させていただきました。

答申を受け、教育委員会では、令和 9 年度末で北幼稚園を閉園する方向で進めてまいります。園児募集は令和 9 年度入園まで継続する予定です。



詳細はこちら

【答申の概要】

北幼稚園は、少人数ゆえに集団での多様な学びや社会性を育む環境を維持することが難しくなっています。

早期対応が必要ですが、保護者の皆さんのご意見を踏まえ、令和 9 年度末に北幼稚園を閉園することが適切だと考えます。

▶保護者の皆さんからのご意見

- ・北幼稚園を卒園するつもりで入園した
- ・新入園児の募集を停止すると、きょうだいで別の園に通うことになる
- ・急に転園することになると、子どもが戸惑うので閉園時期をはっきりさせてほしい

▶閉園時期の理由

- ① 令和 9 年度末に現在の年少児が卒園すると在園児の激減が予想されるため
- ② 「まほろば小学校」で学ぶ 1 年前から多数の園児と交流することで、統合時の心理的負担を軽減できると考えるため

定額減税補足給付金(不足額給付)

町臨時特別給付金事業実施本部 ☎ 47-4007

不足額給付について

- 令和6年度に実施した「調整給付」の支給額に不足が生じる場合などに、追加で給付を行うものです。
- 対象と思われる人に8月にお知らせ文書・確認書を送付しました。
- 確認書が届いた場合には必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

提出先 臨時特別給付金事業実施本部
(〒636-0392 田原本町 890-1)

申請期限 10月31日(金)【消印有効】

給付対象者 次の①～③全てに該当する人

- ①田原本町民(令和7年1月1日時点)
- ②「不足額給付Ⅰ」・「不足額給付Ⅱ」のいずれかに該当
- ③納税義務者本人の合計所得金額が1805万円以下

▶「不足額給付Ⅱ」

対象者 令和6年分所得税および定額減税実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた人

支給額 「令和7年の所要額」と「令和6年度調整給付金支給額」との差額

▶「不足額給付Ⅱ」

対象者 「不足額給付Ⅰ」とは別に、次のA～Cの全ての要件を満たす人

- A. 令和6年分所得税額および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること(本人として定額減税の対象外)
- B. 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(扶養親族等としても定額減税の対象外)
 - ・青色事業専従者、事業専従者(白色)
 - ・合計所得金額48万円超の人
- C. 低所得世帯向け給付対象世帯(下記a～c)の世帯主・世帯員に該当していないこと
 - a) 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
 - b) 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
 - c) 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

支給額 原則4万円(定額)

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円



詳しくはこちら

付加保険料納付で付加年金が上乗せされます

桜井年金事務所 ☎ 42-0033 / 町住民保健課保険医療年金係 ☎ 34-2095

付加年金とは

対象者 国民年金第1号被保険者
(自営業やその配偶者、学生などの人)

内容 毎月の国民年金保険料に付加保険料(400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金受給時に付加年金が上乗せされる任意の公的年金制度。

持ち物 本人確認できるもの、個人番号(マイナンバー)のわかるもの、年金手帳など基礎年金番号のわかるもの

付加保険料の留意事項

- 納付は、申込をした月分からとなります。
- 老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。
- 老齢基礎年金を繰り上げ請求すると減額され、繰り下げ請求すると増額されます。
- 全額が社会保険料控除の対象となります。
- 保険料納付の免除・猶予を受けている人、国民年金第3号被保険者、国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することはできません。

付加年金額の計算方法

付加年金の受給額(年額)

200円×付加保険料を
納めた月数

例：付加保険料を20年間納付した場合

付加保険料の納付額 400円×12ヵ月×20年＝9万6000円

付加年金の受給額(年額) 200円×12ヵ月×20年＝4万8000円

9万6000円の付加保険料額で、毎年4万8000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。付加年金を2年受給すると、納付した付加保険料総額と同額になるため、3年目以降はお得になります。

